

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-2(政策2-施策①))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	重要施策に関する広報					
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力の促進を向上する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,156	3,953	5,052	4,732
		補正予算(b)	△1	1,000	1,899	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	4,155	4,953	6,951	
	執行額(百万円)	4,135	4,935	6,060		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1. 重要政策に関する テレビCMの広報理解度 《放送諸費》 平成26年度から放送媒体の測定指標として テレビCMの内容理解度を設定。 テレビCMカルテ調査(ビデオリサーチ社)利用。	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		77.5%	-	-	65.1%	77.5%	81.1%	78.5%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	78.5%	-
	2. 重要施策に関する 新聞広告の広報理解度 《出版諸費》 平成26年度から出版媒体の測定指標として 新聞広告の内容理解度を設定。 J-MONITOR調査(ビデオリサーチ社・新聞社)利用。	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		80.5%	-	-	74.1%	80.5%	75.4%	81.5%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	81.5%	-
	3. 重要施策に関する 政府広報オンラインの閲覧数 《インターネット事業費等》 平成26年度からインターネット媒体の測定指標として ウェブサイト「政府広報オンライン」における 総ページビュー数を設定。	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
19,201,855		-	-	14,559,354	19,201,855	29,181,969	対前年度 600,000 ページビュー増		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	対前年度 600,000 ページビュー増	-	

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	重要施策の広報に関する測定指標のうち、テレビCMの理解度、政府広報オンラインの閲覧数の2つが目標達成しており、新聞広告の理解度も目標比93%であるため、「相当程度進展あり」とした。 1. テレビCMの理解度(テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社):81.1%(目標比108%) 2. 新聞広告の理解度(J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社):75.4%(目標比93%) 3. 政府広報オンラインの閲覧数(総ページビュー数:実績数値):29,181,969(目標比147%)
評価結果	施策の分析	(有効性、効率性) ・重要施策の広報について、各広報テーマごとに訴求内容や主な訴求対象を設定し、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討し、広報戦略を推進した結果、国民への理解が相当程度向上しており、重要施策に関する広報戦略は、有効性及び効率性があると判断している。 ・広報の理解度は、全般的には、高まりつつあると判断できるが、各広報テーマ個別には、広報実施時の社会経済情勢や政策の複雑さが理解度の高低に影響していると思われる。
		1. テレビCMの理解度は目標78.5%に対し、平均で81.1%(目標比108%)と目標を達成している。「振り込め詐欺等の被害未然防止:88.8%」「北方領土問題:87.4%」「防災共助:80.0%」が上回った一方、「社会保障と税の一体改革:76.5%」「マイナンバー:72.8%」がやや下回った。 ・「振り込め詐欺等の被害未然防止」は、3年間継続して松平健氏を未然奉行のキャラクターに起用し、複数媒体を組み合わせたクロスメディア広報を実施し、さらに26年度には高齢者の周囲の家族や近隣の人たちへも訴求を拡大したことで、目標を達成した。 ・「北方領土問題」は、例年2月7日の北方領土の日に合わせて、関心の高まる時期に継続的に広報を行ってきたこともあり、目標を達成した。 ・「防災共助」は、東日本大震災から4年目の3月に広報を行っている。25年度は住民自身の自助の大切さについて一定の理解を得たため、26年度はテーマを変えて地域コミュニティ等での共助が災害対策に重要であることを訴求し、目標を達成した。 ・「マイナンバー制度」は、世論調査(2月公表)で「内容まで知っていた」という回答者が28.3%と低く、段階的に理解を高めるため、第一段階として上戸彩さんとマイナちゃんをキャラクターに起用し、広く訴求したことで理解度が72.8%に高まったが、目標には達しなかった。 ・「社会保障と税の一体改革」は、消費税率の引き上げ分はすべて社会保障の充実と安定化のために使われていることを訴求しているが、広報実施当時の社会経済情勢や政策内容から、成果の実感が十分に得られるには至らなかったことが考えられ、目標に達しなかった。 2. 新聞広告の理解度は目標81.5%に対し、平均で75.4%(目標比93%)とやや目標を達成していない。「臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特別給付金:86.2%」、「振り込め詐欺等の未然防止:92.4%」、「マイナンバー制度:82.2%」は上回った一方、「放射能の正しい知識:74.6%」、「社会保障と税の一体改革:52.7%」、「輝く女性応援会議:70.5%」、「女性の活躍促進(掲載3回平均73.2%)」が下回った。 ・「臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特別給付金」は、4月に実施された消費税率引き上げの負担を緩和するための臨時給付金を訴求し、担当省庁と連携して広報を行った結果、目標を達成した。 ・「振り込め詐欺等の未然防止:92.4%」は、新聞広告やテレビCM、折込チラシ等のクロスメディア広報を実施し、3年間継続して一貫性のあるイメージと分かりやすいメッセージを訴求し続けてきた結果、目標を達成した。 ・「マイナンバー制度」は、新しい制度であるため、テレビCMで広範な関心を高めた上、新聞広告で注目の高い見開きの記事下5段広告で、制度内容を説明するというクロスメディア広報の実施により、目標を達成した。 ・「社会保障と税の一体改革」は、消費税率の引き上げ分はすべて社会保障の充実と安定化のために使われていることを訴求しているが、広報実施当時の社会経済情勢や政策内容から、成果の実感が十分に得られるには至らなかったことが考えられ、目標に達しなかった。 ・「放射能の正しい知識」では放射能に関する様々な科学的なデータや放射能による影響について専門家による講演の内容を訴求しているが、その内容が科学的数値も用いて専門的に伝えるものであることから、目標を達成しなかった。 ・「輝く女性応援会議/女性活躍促進」では、すべての女性が輝く社会へという機運や支援策を訴求したことが育児休業のように理解度の高い内容もある一方、先進企業や地域貢献での活躍等、政策の対象者が限られる内容のものもあり、目標を達成しなかった。 3. 政府広報オンラインの閲覧数は総ページビュー数2,900万超(目標比147%)と目標を大きく達成した。キャンペーン広報と連動した「特集」を制作したほか、テレビ、新聞等マスメディアとインターネット媒体を組み合わせたクロスメディア広報を推進したことや、国民のニーズや社会課題にタイミングを合わせて展開した「お役立ち情報」等のコンテンツ自体の強化とコンテンツへの誘導を強化したことが、効果的であったと考えられる。 さらに、スマートフォンやタブレット等、多様化する閲覧方法への技術的な対応を進めてきたことも要因の一つであり、今後も対応を継続する。

	<p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要施策に対する国民の理解と協力を促す広報については、ライフスタイルやニーズの変化に即した広報戦略に基づき、適切な時期に展開していくことが重要である。 若者層への広報効果を高めるため、広範な訴求対象に効果的であるクロスメディア広報戦略と合わせて、政府広報オンラインを軸に、キュレーションメディアやSNS等のインターネット媒体の新しい使われ方を取り入れた広報戦略にも取り組んでいく必要がある。 また、「社会保障と税の一体改革」「女性の活躍躍進」等の、新しい政策や取組みの導入段階である重要施策については、社会意識や気運の醸成の変化を見つ、その段階に応じた段階的、累積的な広報を展開する必要がある。
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民にとって役立つ時期やニーズを見極め、メディア環境やライフスタイルの変化を把握し、マスメディア、インターネットメディア、様々な情報接点を組み合わせたクロスメディア戦略を推進し、より効果的な広報戦略を実施していく。 今後一層、国民の理解、気運醸成が必要な施策の広報については、訴求対象に合ったターゲット媒体活用や理解を得やすい表現の工夫をさらに検討していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要媒体の「テレビCM」「新聞広告」の広報理解度、利用者が興味をもってアクセスを行うインターネット媒体の「政府広報オンライン」閲覧数を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じて意見を求めながら、広報戦略の検討を随時行っている。
-----------------	--------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度広報効果測定一覧(テレビCM)〈テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社〉添付1 平成26年度広報効果測定一覧(新聞広告)〈J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社〉添付2
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 三浦 健太郎	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	---------------	----------	---------

【平成26年度 広報効果測定一覧 (テレビCM)】

テレビCMカルテ 定型調査

平成27年6月1日現在

調査出典:ビデオリサーチ社 テレビCMカルテによる

広報テーマ	放送期間	内容理解度 (認知者ベース)
		内容が理解できたか
振り込め詐欺等の被害の未然防止	平成26年9月11日～24日	88.8%
社会保障と税の一体改革(成果のギャラリー編)	平成26年10月25日～31日	76.5%
北方領土問題(北方領土を描く編)	平成27年2月1日～7日	87.4%
防災(共助)	平成27年3月11日～18日	80.0%
マイナンバー	平成27年3月9日～31日	72.8%

平成26年度 政策評価における目標値	平成26年度目標値	平成26年度 実績値平均
テレビCMカルテ調査における広報理解度	78.5%	81.1%

添付2

【平成26年度 広報効果測定一覧 (新聞広告)】

J-MONITOR 定型調査

平成27年3月31日現在

調査出典:ビデオリサーチ社・新聞社 新聞広告共通調査プラットフォームによる

広報内容(掲載日)	新聞社数	広告段数	対象新聞	理解度
■臨時福祉給付金/子育て世帯臨時特例給付金 平成26年7月14日	全国70紙	全5段	読売	86.3%
			朝日	86.1%
2つの給付金 平均値				86.2%
■放射線の正しい知識 平成26年8月17日	中央5紙 + 福島民報 福島民友	全15段	読売	75.3%
			朝日	73.9%
放射線の正しい知識+危険ドラッグ 平均値				74.6%
■社会保障と税の一体改革 平成26年10月25日	全国70紙	全5段	読売	54.4%
			朝日	51.0%
社会保障と税の一体改革 平均値				52.7%
■輝く女性応援会議 平成26年10月29日	全国70紙	全15段	読売	68.7%
			朝日	72.3%
輝く女性応援会議 平均値				70.5%
■振り込め詐欺等の未然防止 平成27年1月30日	全国70紙	全5段	読売	93.2%
			朝日	91.6%
振り込め詐欺 平均値				92.4%
■マイナンバー制度 平成27年3月15日	全国70紙	見開き全5段	読売	82.3%
			朝日	82.1%
マイナンバー制度 平均値				82.2%
■女性の活躍促進①(育児休業編) 平成27年3月22日	全国70紙	全5段	読売	85.4%
			朝日	76.7%
女性の活躍促進①(育児休業編) 平均値				81.1%
■女性の活躍促進②(先進企業編) 平成27年3月23日	全国70紙	全5段	読売	76.3%
			朝日	75.7%
女性の活躍促進②(先進企業編) 平均値				76.0%
■女性の活躍促進③(地域貢献編) 平成27年3月24日	全国70紙	全5段	読売	67.0%
			朝日	58.4%
女性の活躍促進③(地域貢献編) 平均値				62.7%

女性の活躍促進
①~③平均

73.3%

平成26年度 政策評価における目標値	
J-MONITOR調査における広報理解度	81.5%

	理解度
平成26年度平均	75.4%

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-3(政策2-施策②))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	国際広報の強化					
施策の概要	日本経済の再生に向けて、我が国企業のグローバルな活動を推進していくためには、国際場裏での日本理解の促進と親日感の醸成が重要。このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広					
達成すべき目標	国際世論に影響力を有する各界のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	500	1,509	3,603
		補正予算(b)	-	814	601	-
		繰越し等(c)	-	-	532	-
		合計(a+b+c)	-	1,314	2,642	-
執行額(百万円)	-	1,314	2,642	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「海外広報体制の強化:政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。」(「日本再興戦略」H24.6.14閣議決定)					

測定指標	我が国に対する理解度	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
	-	-	-	-	-	37.6%	45.0%	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	我が国に対する好感度	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
-	-	-	-	-	52.0%	60.0%	-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず (判断根拠) 新規事業のため、平成26年度の調査結果を翌年以降の基準値とし、平成26年度の目標値は未設定としたため。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、また、関係省庁とも緊密に連携し、政府一体となって、対象地域や対象層を見定めつつ、あらゆる広報ツールを通じて施策を行った。 ・国際広報は、外務省はじめ各省庁により個別施策に必要な観点からそれぞれ実施されているが、領土保全、成長戦略、地方創生、女性の活躍など、いわば官邸の特命事項について、国際理解を促進する取組を行った(日本の国際貢献や地方創生等に関して計14本のTVCM等を制作・放映。政府広報誌を計8冊、電子書籍としてウェブ上で配信、配布用の印刷物として英語版を中心に、仏・西語合わせて累計33,000部を発行。延べ24名の実務者をアメリカの計16州29都市へ派遣し、草の根交流を実施、等。) (課題等) 常に変化する国際情勢や、メディア環境に迅速かつ柔軟に対応した、一層効果的な国際広報の実施。政府広報予算の執行にあたるPDCAのための、26年度の現状の分析を踏まえて、27年度の効果検証の更なる強化。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成32年度の目標達成に向けて、引き続きあらゆる広報ツールを通じて、国際社会に対する日本の発信力の強化、戦略的な国際広報を行う。 【測定指標】 我が国のイメージ等に関するアンケート調査を行い、我が国への理解度と好感度を継続的に測定する。その際、効率的に効果を測定するため、引き続き、国際世論のインフルエンサーである米国、その中でも知識層(大学卒業以上、一定以上の世帯年収を有する層、と定義)を対象とすることとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 金子 正志	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-4(政策2-施策③))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	世論の調査					
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取、及び国民対話により、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。					
達成すべき目標	広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業への反映等を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	158	158	160	160
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	158	158	160	
執行額(百万円)	145	155	152			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの引用回数	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	18	23	13	27	23	39	調査件数以上	達成	
	年度ごとの目標値	当該年度調査件数(18)以上	当該年度調査件数(6)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(17)以上	当該年度調査件数(18)以上			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 平成26年実施の世論調査について、審議会・白書などへの引用回数は、39件となった。目標値は18件であったことから、「目標達成」と判断した。
施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・世論調査については、各府省の要望に基づき、調査の企画・実施・報告書作成・公表までを政府広報室で行っている。調査テーマ選定に当たっては、関連する政策の重要性や利活用の予定を考慮している。調査結果は、各府省の審議会・白書等や広報活動等の資料として活用されており、「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」の結果が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成26年12月27日閣議決定)に活用されたほか、「母子保健に関する世論調査」の結果が「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)における「施策に関する数値目標」に活用されるなど、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効的に機能していると考えられる。</p> <p>調査の実施に当たっては、民間の事業者を一般競争入札により決定しているが、個別調査毎の調達ではなく複数調査(2~3調査分)を一括して調達している。これにより、事務作業・手続き等の業務効率化が図れる他、委託業者としても準備事務が減るため、委託費用削減にも繋がっている。委託業者に対しては、業務打合せの他にも、担当社員へのヒアリングや監査(調査員指示集会への参加や調査員活動への同行、監査はがきの実施等)を行うことで、適切に調査が実施されるよう管理している。</p> <p>・国政モニター制度については、一般国民からの幅広い意見・要望等を聴取しており、インターネットを活用(平成24年度から開始)することで、公表を迅速化している。</p> <p>1200件を見込んでいた意見聴取件数は、平成26年度は2629件の提出があり、集められた意見・要望等は全て、施策の企画・立案及び実施のための参考資料となるよう毎月関係府省に送付し、意見・要望等の聴取ツールとして有効的であると考えられる。</p> <p>政府広報室では国政モニターによる意見・要望等のデータ収集及び、関係府省へのデータ提供までが主な業務となるが、重要施策への意見、誤解と見受けられる意見等については、回答を関係府省に依頼し、意見と併せてホームページ上で公表し、政府の政策の理解促進の役割も果たしている。</p> <p>(課題等)</p> <p>・内閣府の世論調査に関する有識者検討会からプリテストの原則実施や各省庁向けのマニュアル作成などの提言を受けており、こうした提言にできるだけ答えていくことが必要である。また、調査テーマの選定に当たっては、重点広報テーマと連携したテーマ選定も行っていくことが必要である。</p>
評価結果	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 ・「骨太の方針」「日本再興戦略」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、調査結果が有効に活用されるものとなるよう、重要政策を担当する各府省との連携を強化する。各府省の政策課題を把握し、企画段階での打合せや、調査テーマ・目的の共有、実施時期の検討など、調査テーマ選定に向けた準備を各府省と調整しながら進める。その際、上述の有識者検討会の意見を踏まえて、プリテストの原則実施や各省庁向けのマニュアル作成・意見交換の活性化などに取り組む。また、重点広報テーマと連携したテーマ選定も行っていく。 ・国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供することで、各府省の施策の企画・立案及び実施に寄与する。</p> <p>【測定指標】 審議会や白書への引用といった利活用度は、各府省で世論調査結果が有効的に利用されたかどうかを評価することができるため、世論調査結果の引用回数を引き続き、測定指標とする。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・内閣府の世論調査実施における改善点の検討のため、有識者検討会を実施した(26年9月・26年12月・27年3月)。 ・世論調査の個票データの扱いに関する小委員会を実施した(26年6月)。</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成26年度実施調査の各府省での活用状況(別添)</p>
----------------------------------	---------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房政府広報室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官事務代理 太田 哲生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	------------------	---------------	--------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施調査の各府省での活用状況

別添

	調査主題	公表日	関係省庁	活用内容	活用日
1	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 森林・林業白書」で活用	平成27年5月29日
2	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 食料・農業・農村白書」での活用	平成27年5月26日
3	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 水産白書」で活用	平成27年5月22日
4	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成26年度 国土交通白書」で活用	平成27年6月30日
5	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
6	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	内閣官房「まち・ひと・しごと創生会議資料」への引用	平成26年9月19日
7	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	内閣官房「日本版CCRC構想有識者会議資料」への引用	平成27年2月25日
8	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	農林水産省「活力ある農山漁村づくり検討会資料」への引用(同検討会報告書「魅力ある農山漁村づくりに向けて」平成27年3月31日)	平成26年9月26日
9	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	農林水産省「食料・農業・農村政策審議会企画部会資料」及び「平成27年 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日 閣議決定)」への引用	平成26年11月21日
10	農山漁村に関する世論調査	平成26年8月9日	農林水産省	総務省「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会資料」への引用(同検討会中間とりまとめ(平成26年12月12日))	平成26年10月28日
11	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 高齢社会白書」で活用	平成27年6月12日
12	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書」で活用	平成27年6月5日
13	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 自殺対策白書」で活用	平成27年6月22日
14	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成27年版 観光白書」で活用	平成27年6月10日
15	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度 文部科学白書」で活用	平成27年6月26日
16	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度 科学技術の振興に関する年次報告(平成27年版科学技術白書)」で活用	平成27年6月16日
17	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	内閣府「経済財政諮問会議資料」への引用	平成27年2月12日
18	国民生活に関する世論調査	平成26年8月23日	内閣府(政府広報室)	厚生労働省「日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会資料」及び同検討会報告書(平成27年10月16日)への引用	平成26年10月6日
19	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	内閣府「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会資料」及び「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)への引用	平成26年12月12日
20	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	内閣府「暮らしの質」向上検討会第2分科会資料」への引用	平成27年4月2日
21	母子保健に関する世論調査	平成26年9月13日	厚生労働省	厚生労働省「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会資料」及び「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書(概要)」への引用	平成26年10月24日
22	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	「平成27年版 環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書」で活用	平成27年6月5日
23	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	環境省「第四次環境基本計画の進捗状況の第2回点検結果」(平成26年12月16日閣議報告)への引用	平成26年12月16日
24	環境問題に関する世論調査	平成26年9月20日	環境省	環境省「エコリズム推進に関する検討会報告書」への引用	平成27年1月
25	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「平成26年度 国土交通白書」で活用	平成27年6月30日
26	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
27	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成26年12月27日閣議決定)への引用	平成26年12月27日
28	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	内閣府「経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会資料」及び同委員会報告書(平成26年11月28日)への引用	平成26年10月28日
29	人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査	平成26年10月18日	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)	国土交通省「国土審議会計画部会資料」への引用	平成26年10月24日
30	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	「平成27年版 男女共同参画白書」で活用	平成27年6月19日
31	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	「平成27年版 厚生労働白書」で活用	不明
32	女性の活躍推進に関する世論調査	平成26年11月1日	内閣府(男女共同参画局)	内閣府「男女共同参画会議計画策定専門調査会及び男女共同参画会議監視専門調査会資料」への引用	平成26年11月20日
33	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「緩和ケア推進検討会資料」への引用	平成27年2月26日
34	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「がん対策推進協議会資料」への引用	平成27年3月5日
35	がん対策に関する世論調査	平成27年1月17日	厚生労働省	厚生労働省「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会資料」への引用	平成27年3月6日
36	基本的法制度に関する世論調査	平成27年1月24日	法務省	法務大臣閣議後記者会見での引用	平成27年1月27日
37	社会意識に関する世論調査	平成27年3月21日	内閣府(政府広報室)	「平成26年度科学技術の振興に関する年次報告(平成27年版科学技術白書)」で活用	平成27年6月16日
38	循環型社会形成に関する世論調査	平成26年7月24日	環境省	環境省「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会 第14回合同会合資料」への引用	平成26年9月24日
39	水循環に関する世論調査	平成26年9月4日	国土交通省	国土交通省「水資源開発分科会調査企画部会資料」及び「今後の水資源政策のあり方について 答申」(平成27年3月27日)への引用	平成26年11月17日

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-5(政策3-施策①))

政策名	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					
施策の概要	<p>第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。</p> <p>平成11(1999)年7月、日中間で覚書を締結し、平成27(2015)年3月に、「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」が閣議決定され、平成27年4月以降においても、本問題に取り組み、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に進行する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	20,787	21,125	26,700	31,434
		補正予算(b)	△ 16	△ 113	-	
		繰越し等(c)	524	△ 3,265	3,014	
		合計(a+b+c)	21,295	17,747	29,714	
	執行額(百万円)	20,334	16,271	26,190		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第189回国会 平成27年3月13日衆議院内閣委員会・平成27年3月24日参議院内閣委員会 山口内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分)「中国における遺棄化学兵器の問題につきましては、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」</p>					

測定指標	年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		達成
	会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
肯定評価		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		
年度ごとの目標		肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価	肯定評価		達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺棄化学兵器の廃棄処理については、日中の協議にしたがい、各年度における遺棄化学兵器廃棄処理を適切に実行しているため、目標達成と判断した。 平成27年3月に実施した日中共同グループ会合において、中国側より「中日関係が良い時も悪い時も、本件事業が着実に進んでいるとの日本側の評価に完全に同意する。」という発言があったことから目標達成と判断した。
	施策の分析	<p>(課題等)</p> <p>中国における遺棄化学兵器の処理事業であり、遺棄化学兵器の廃棄に向けて着実に進めていく必要があり、そのためには日中両国の協力が不可欠であると考えます。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>遺棄化学兵器の廃棄処理計画や実績は、中国と日本との協議の結果の処理数であるため、処理の目標は達成したものと判断する。(日中の協議は日々断続的に行っているところであるが、26年度に中国外交部と実施した日中実施当局間協議は6月と2月に実施。)</p> <p>なお、平成26年度末までに、遺棄化学兵器52,322発を発掘・回収(OPCW申告ベース、外務省の発掘・回収分を含む)し、そのうち37,550発を廃棄処理しているところである。(26年度は2,074発の発掘・回収(OPCW申告ベース)及び486発の廃棄処理を実施)</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>遺棄化学兵器の処理を適切に実施していくことを確認するために、現在の目標を引き続き維持していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>遺棄化学兵器処理事業の進捗状況を確認していくためには、処理計画数と実際の廃棄処理状況を定量的に確認していく必要がある。さらに事業の特性上、中国からの評価を踏まえる必要があることから、現在の測定指標を引き続き次期目標としていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://www.cao.go.jp/acw/index.html)
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 萬屋 正	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-6(政策4-施策①))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報					
施策の概要	<p>政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。</p> <p>また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。</p>					
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3	3	3	3
		補正予算(b)	△0	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	3	3	3	-
執行額(百万円)	1	0	2	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		-	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
	年度ごとの目標値	-	0件	0件	0件	0件	0件	-	-
	2 HPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
23,402件		78,339件	45,378件	29,354件	23,402件	31,880件	前年度比増		
年度ごとの目標値	-	年間88,000件以上	年間88,000件以上	前年度比増	前年度比増	前年度比増	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠) 平成25年度実施施策に係る政策評価書に基づいて新たに測定指標として設定した「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」について目標値を達成し(※裁判所に提訴された件数は0件)、またHPへのアクセス件数についても目標値を達成したことから、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性・効率性)</p> <p>平成26年度においては、2件の苦情処理申立てについて、政府調達苦情検討委員会が苦情処理手続に従って適切に受理・検討し、報告書の作成及び関係調達機関等への提案を行い、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の向上に寄与した。</p> <p>また、政府調達に関心を有する企業が数多く参加する「政府調達に関する説明会」(外務省主催)における政府調達苦情処理に関する講演、パンフレットの配布等、限られた予算の中でできる限りの周知・広報に努めた。</p> <p>(課題等)</p> <p>「HPへのアクセス件数」が前年度比増となるなど、政府調達苦情処理体制の周知が一定程度進んでいると考えられるが、一方で、「HPへのアクセス件数」は苦情の申立て状況に影響される可能性があることから、引き続き周知・広報を図る必要がある。</p>

果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 今後も苦情が申し立てられた際には、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)等の手続にのっとり、適切に苦情を処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の向上を図っていく。</p> <p>また、政府調達苦情処理体制の周知が進んでいないために、苦情申立てが行われなかったことのないよう、引き続き「政府調達に関する説明会」(外務省主催)等において、更なる周知・広報に努めていく。</p> <p>【測定指標】 政府調達苦情処理体制の目的は、政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることであり、苦情の検討結果は政府調達協定等にのっとりつつものであることが求められる。これを踏まえ、平成26年度より新たに測定指標として設けた「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」については、引き続き測定指標として設定し、0件を目標に取り組んでいく。</p> <p>また、周知・広報の進捗状況と関連すると思われるHPへのアクセス件数についても、引き続き測定指標として設定し、前年度比増を目標にさらなる周知・広報に取り組んでいく。</p>
---	---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・政府調達苦情処理体制(CHANS)ホームページ http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html http://www5.cao.go.jp/access/english/chans_main_e.html</p>
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-7(政策4-施策②))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	対日直接投資の推進					
施策の概要	対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションを通じて日本経済の成長力を強化することから、その促進のための施策を講じている。					
達成すべき目標	対日直接投資の拡大					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9	9	9	12
		補正予算(b)	△0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	/
		合計(a+b+c)	8	8	9	
執行額(百万円)	6	2	3			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定) 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定					

測定指標	対日直接投資残高(兆円)	基準値	実績値				目標値	達成	
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		19.2	-	-	19.2	19.6	20.7	35	
	年度ごとの目標値	/							
	対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進	施策の進捗状況(実績) 投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として「対日直接投資推進会議」を平成26年4月に立ち上げ、平成27年3月に総理出席のもと、同会議において、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定。生活環境・ビジネス環境の改善や、日本に重要な投資をした外国企業に副大臣等を相談相手としてつける「企業担当制」の運用に取り組むこととした。					目標	達成	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度の進展あり	
	(判断根拠)	対日直接投資残高が一定程度の進捗を見せたことに加え、対日直接投資推進会議等の開催や「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の決定等、国内事業環境の改善に資する取組を推進したことから「相当程度の進展あり」と判断した。

評価結果	施策の分析	(有効性・効率性、課題等) 政府・ジェトロ・地方自治体が連携して投資案件の発掘・誘致活動を行うとともに、対日直接投資推進会議を開催し、外国企業から利便性を阻んでいると指摘が多い事項について改善を図るため「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定するなど、制度改革や我が国の投資環境の整備に向けた取組を進めた。その結果として、投資先としての日本に対する国際的評価は向上しており、また、平成25年、26年の対内直接投資はそれ以前に比べて大幅に増加している。 なお、対日直接投資の決定要因は、我が国の市場規模、成長見込み、地理的近接性等の要因が大きく、政府の取組のみで進むものではない。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 対日直接投資の推進は、成長戦略の重要な柱として位置付けられており、「日本再興戦略」改訂2014において、投資案件の発掘・誘致活動、国内事業環境の改善等に政府横断で取り組むこととされている。また、平成27年3月17日に総理の下、推進会議を開催し、今後重点的に進めていく施策として「外国企業を日本に誘致するための5つの約束」を決定した。これに基づき、今後、関係省庁において日常生活における言語の壁の克服、無料公衆無線LANの整備、地方空港のビジネスジェット受入れ、海外から来た子弟の教育環境の充実に取り組むほか、内閣府において、外務省やジェトロ等と連携しながら日本に重要な投資をした外国企業に副大臣等を相談相手としてつける「企業担当制」の運用に取り組むなど、さらなる国内事業環境改善等の取組の推進に努める。 【測定指標】 ・「日本再興戦略」(平成25年6月)において、対日直接投資残高を2020年末時点で35兆円まで倍増と目標設定されていること等から、アウトカム指標としては、引き続き本指標によることとするが、一方で対日直接投資を呼び込む上では、我が国の市場規模、成長見込み、地理的近接性等の要因によるところが大きく、対日直接投資推進のための政府の取組のみで進むものではないことに留意が必要。 ・引き続き対日直接投資推進会議を司令塔とした関係省庁による国内事業環境改善等の取組の推進を測定指標とするとともに、事業の適切な進捗管理に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	「対日直接投資に関する有識者懇談会」及び「対日直接投資推進会議」における学識経験者等の意見を活用した。
-----------------	-----------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) 「外国企業を日本に誘致するための5つの約束」(平成27年3月17日)
---------------------------	------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(産業・雇用)須藤 治	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-8(政策4-施策③))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	緊急雇用対策の実施					
施策の概要	成長分野における人材の育成・確保及び被災地の復興に役立つ人材の育成のため、育成プログラムの認証とキャリア段位(レベル)の認定を、被災地において重点的に実施しつつ、全国的に展開する。					
達成すべき目標	2020年度(平成32年度)において、レベル認定者数を22万人程度とする。 (介護:13万人程度、カーボン:5万人程度、6次:4万人程度)					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	580	340	267	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	△30	-
		合計(a+b+c)	580	340	237	-
執行額(百万円)	404	340	234	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 「日本国内投資促進プログラム」(平成22年11月29日国内投資促進円卓会議決定) 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日閣議決定) 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」 (平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定,平成24年6月22日フォローアップ) 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)					

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		1 レベル認定者数〔累計〕	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度
年度ごとの目標値	-	-	-	-	131人	747人	22万人		
2 アセッサー等(評価者)の数〔累計〕	基準値	-	実績値					目標値	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	3,330人	7,818人	6,000人	達成
3 認定された育成プログラムの数〔累計〕	基準値	-	実績値					目標値	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	24	46	40	達成

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠)	認定された育成プログラムの数やアセッサー等(評価者)の数については、目標を達成しているものの、レベル認定者数が、目標に及んでいないため、「進展が大きくない」と判断した。
	(有効性・効率性)	実践キャリア・アップ戦略の推進に当たっては、3分野(介護プロフェッショナル、カーボンマネージャー、食の6次産業化プロデューサー)ごとの実施機関(事業者)においてキャリア段位制度実施事業を実施することを通じて、成長分野における人材育成を図ってきたところであり、レベル認定者数は一定数増加しており、本事業は有効的であると考えられる。 また、レベル認定者数は目標を下回っているものの、アセッサー等(評価者)の数や認定された育成プログラムの数については、大幅な増加となっており、本事業は着実に進展しており、今後、事業の更なる進展により、レベル認定者数の増加が見込まれる。

評価結果	施策の分析	<p>(未達成となった原因、課題等)</p> <p>本制度は制度自体の認知度が低くとどまっていることに加え、レベル認定に関する講習及び評価手続等に当初の想定よりも多くの時間を要しており、制度の定着が未達であるという状況にある。</p> <p>介護プロフェッショナル：平成26年度までに、アセッサー(事業者・施設内において評価を行う者)は、7,817人を養成することができ、さらに、27年3月末現在、レベル認定を目指す者は、4,916人となっている。しかしながら、想定よりも内部評価の完了までに時間を要していること、内部評価完了後の事務局の審査等に多くの時間を要していること等が課題となっている。更なるレベル認定の推進に向けて、内部評価の取り組み事例の紹介や、評価項目に関するQ&Aを整理・公表するなど事業所・施設における取り組みに対する支援を積極的に行っているところである。</p> <p>カーボンマネージャー：東日本大震災前後での社会情勢やニーズの変化への対応という課題に対し、平成26年度は、再生可能エネルギー等の今後の成長がより期待される分野に試験範囲を拡大することとした。名称も「エネルギー・環境マネージャー」に変更。さらに、制度の裾野を広げるという課題に対応するため、関連資格との連携を開始した。今後、より一層取り組むべき課題として、制度の社会的認知度向上が挙げられる。そのため、制度の周知・広報や関連資格・教育課程との連携などに引き続き力を入れて取り組む必要がある。</p> <p>食の6次産業化プロデューサー：平成26年度においては認証プログラム実施機関が44機関〔累計〕、レベル認定者が300人〔累計〕となる等一定の成果は上がっているが、①レベル認定申請料の料金設定の高さ(特にレベル1認定者について)、②レベル認定制度の複雑さのため認証機関の承認等に多くの時間を要したこと、③広報活動の不足等に起因する実践キャリア・アップ戦略全体のイメージの周知・普及が大きく進展しなかったこと等が、レベル認定者数の目標が未達成となった原因として挙げられる。今後の課題としては、レベル認定申請料の見直しや制度自体の周知・広報活動に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>平成27年度以降、レベル認定者数の増加のためには関連団体等との連携、広報協力等によって実施機関における制度の社会的な定着が求められる。</p> <p>平成24年度から26年度までは、制度の立ち上げ期間と位置づけ、内閣府より補助を行ってきた。民間団体による独立採算での実施に移行することを目指して調整を進めてきた結果、「カーボンマネージャー」、「食の6次産業化プロデューサー」については、事業実施団体が自主事業として運営し、「介護プロフェッショナル」については、厚生労働省へ移管の上、「介護職員資質向上促進事業」として実施することとなった。そのため、平成27年度以降は内閣府として予算要求を行わない。今後は、これまでの3年間の成果を踏まえ、事業実施団体等において、必要な改善を図りつつ事業を実施していく。</p> <p>なお、本制度は「わかる(知識)」だけでなく、「できる(実践的スキル)」を重点的に評価するものであり、既存の資格制度とは性質が異なるものである。</p> <p>また、平成27年度以降は、当該事業について、内閣府として予算要求は行わないことから、政策評価の対象外とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者等で構成されるワーキンググループ・運営委員会における議論を踏まえて、制度設計・事業運営等を行ってきた。
-----------------	--------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・実践キャリア・アップ戦略ホームページ</p> <p>http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/jissen-cu.html</p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(企画担当) 坂田 進 参事官(産業雇用担当) 須藤 治	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	------------------------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-10(政策4-施策⑤))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。 					
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針を踏まえた民間資金活用事業の一層の推進					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	623	590	150	140
		補正予算(b)	6	△ 388	△ 2	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	629	202	148	
執行額(百万円)	362	165	73			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定) 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
1. PFI事業件数	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	446件	-	-	-	446件	489件	対25年度比増	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	対25年度比増	-	
2. 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	基準値	実績値					目標値	達成
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
	34件	-	-	-	34件	25件	対25年度比増	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	対25年度比増	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「日本再興戦略」改訂2014を踏まえた施策を着実に推進した結果、「PFI事業件数」について対25年度比で増加したことから、目標を達成した。</p> <p>一方で、「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」については、25年度実績を下回り、目標を達成することができなかった。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>平成26年度の事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」改訂2014を踏まえた施策を着実に推進してきたところであり、今後も一層の推進を図っていく。</p> <p>また達成手段①「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」については、地方公共団体へPFIに関する事例紹介や助言を行うPFI専門家の派遣や、内閣府に実務経験者を配置してPFI事業の実務に関するアドバイスをを行うワンストップ窓口のPFI推進室への設置等によって、地方公共団体のPFIに関する理解を深めることに寄与してきたところ。達成手段②及び③の「民間資金等活用事業の促進に必要な経費」については、PFIの手法の活用を検討しようとしている地方公共団体に対し、PFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、公共施設等運営権を活用した案件、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する案件等の形成に対する導入可能性調査の実施支援を行うことで、地方公共団体におけるPFIの推進を図ってきたところ。これらの継続的な取組により、PFI事業件数が着実に増加していることから、達成手段①～③はいずれもPFIの推進に資するものであったと評価できる。</p> <p>(課題等)</p> <p>今後の課題として、多様な管理者等がPFI事業に取り組んでいるものの、さらなるPFI事業の普及・推進を図る必要があるため、PFI事業実績約500件の大半を実施している地方公共団体への支援をさらに強化し、案件形成につなげていく必要がある。</p> <p>また、PFI専門家派遣件数が前年度実績を下回ったことに関しては、地方公共団体より、PFI専門家派遣事業を利用しない理由として、「当該事業を承知していないため」「当該事業の具体的な支援内容が分からないため」などの指摘が寄せられたところである。内閣府ホームページ等による積極的な広報、同一地方公共団体に対する複数回の派遣、専門家派遣を利用した地方公共団体に対する内閣府職員によるフォローアップ等により運用改善を図ってまいりたい。</p>

次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】 できるだけ税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要であることから、地方公共団体を支援し事業化を促進するなど、引き続き、PFIの推進を行っていく。</p> <p>【測定指標】 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」及び「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る観点から、引き続き、PFI事業件数を指標とし、対26年度比増を目標として設定する。さらに、地方公共団体を支援する観点から、地方公共団体へのPFI専門家派遣件数を指標として設定し、対26年度比増を目標として設定する。</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	PFI推進委員会等を活用した。
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 増田 昌樹	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-12(政策4-施策⑦))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	市民活動の促進					
施策の概要	1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。					
達成すべき目標	1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、育成支援を受けた中間支援機能の強化を図り、その成果とノウハウを全国に波及させることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	125	123	130	131
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	125	123	130	-
執行額(百万円)	77	84	116	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針」(平成26年6月24日 閣議決定)第2章3.(3)					

測定指標	1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		398法人	-	-	144法人	398法人	682法人	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	-	-	-	対前年度比増	対前年度比増	-	-	
	2. 内閣府NPOホームページのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		335,771 (H25.4~ H25.12)	729,291	362,766	318,435	423,798	259,448 (H26.4~ H26.12)	対前年度 (H25.4~ H25.12)比 増	
	年度ごとの目標値	前年度 (543,639) 比増	過去3か 年平均 (583,162) 比増	過去3か 年平均 (545,232) 比増	前年度 (318,435) 比増	前年度 (335,771) (H25.4~ H25.12)比 増	-	-	
	※ 平成22年度は旧URLからのリダイレクト機能によるダブルカウントの影響があるため、平成23年度のアクセス件数については平成22年度と単純に比較することはできない。								
	3. 市民活動の担い手の運営力強化	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
25年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
市民活動の担い手の運営力の強化		-	-	-	市民活動の担い手の運営力の強化	評価指標の平均上昇幅 38%	評価指標の平均上昇幅 24%以上		
年度ごとの目標	-	-	-	-	「市民活動の担い手の運営力強化事業」の実施	評価指標の平均上昇幅 24%以上	-		
4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進	施策の進捗状況(実績)					目標		達成	
	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況等について検証し、被災地等において、NPO等が主体となって地方自治体や市民等と協働し、復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめ、報告書の作成を行った。また、報告書については、内閣府ホームページにおいて公表し、事業成果を広く周知(現在、公表のための準備中)。					26年度		達成	
					「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び県等への通知、活用			達成	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。測定指標1については、平成25年度から284件の増加と大きく増えており、着実な進展を見せている。</p> <p>測定指標2については、平成23年度に拡充された寄附税制や平成24年4月に施行された改正特定非営利活動促進法(NPO法)に関する周知活動及び、内閣府で開催している「共助社会づくり懇談会」等に関する情報提供が引き続き必要と考え、基準とした平成25年4月から12月のアクセス件数を上回る目標を設定していたところだが、対前年度比77.3%という結果となった。</p> <p>測定指標3については、評価対象とした「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、人材育成支援講座受講者の理解度が受講前後で平均38%の伸びとなり、受講者から自団体のメンバーへの知識の共有や、組織としての継続的な取組が期待される結果となった。</p> <p>測定指標4については、復興・被災者支援を行うNPO等の実施状況の分析調査等の調査を、目的に沿って適切に実施を図った。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性等)</p> <p>測定指標1について、認定法人数(仮認定を含む)は、平成24年度の法改正後着実に増加しており、平成26年度末には約700法人となった。これは改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を図るという施策の目標に進展が見られた。</p> <p>測定指標2について、内閣府NPOホームページのトップページへのアクセス数をカウントしているところ、アクセス件数の対前年度比増という目的は達成できなかった。しかし、トップページを経由せずに、直接各コンテンツのページを閲覧する人が増えてきているということや、平成27年3月に、アクセス件数が増加しているスマートフォンやタブレット等からのアクセスに対応する等、デザインを時流に沿ったものに変更するといったホームページのリニューアルを行っているということを考慮すると、制度周知については一定程度の効果が期待できると考えられる。</p> <p>測定指標3について、同調査事業ではNPO等で就労する個人を対象にマネジメント人材育成のプログラムを提供し、受講者の理解度評価の結果から、課題解決能力の定着が認められた。また、人材育成プログラムの受講対象者や団体が抱える課題等の整理が進み、今後の持続的・発展的な事業の展開に向けた道筋が明らかとなった。これらのことから、施策は達成すべき目標に有効に寄与したと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>改正NPO法において、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされている。法人の半数が「収入源の多様化」を課題として挙げている中、例えば、法人の収入源の一つである寄附について、税制の優遇措置について知っている国民は20.6%にとどまっていたり、NPO法人についての情報不足が寄附行動の妨げになっていたりする状況(平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査)を踏まえると、引き続き、積極的な情報提供に向け、ホームページの運用等について改善に努めていく必要がある。</p> <p>測定指標3について、同調査事業において、マネジメント人材のみならず、NPO等における就労者のさらなる育成に向けた新たな課題について報告書に記載されているところ。法人の抱える課題として「人材の確保や教育」が最も高い割合を占めている(同)ことから、引き続き施策の在り方や実施方法について検討を続けていく。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>引き続き、特定非営利活動法人制度等について国民へ理解の浸透を図るとともに、市民活動の担い手であるNPO法人等の自立的・持続的な活動の強化に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>◆「測定指標1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数」について、法改正の趣旨を踏まえ測定指標として設定しているところ。法改正から3年が経過し、認定(仮認定を含む)NPO法人数の増加数は順調に推移しており、総数一覧を把握することを目的として、引き続き設定する。</p> <p>◆「測定指標2. 内閣府NPOホームページのアクセス数」について、NPO法第72条において、インターネット等の利用を通じて、情報の提供を行う措置を講ずることが記載されているところ。平成26年度指標まではトップページへのアクセス数を記載していたが、27年度指標においては、ホームページアクセス数の上位50ページの合計を記載することとした。また、特定非営利活動法人制度についての国民の理解の浸透度の測定を行うことを目的として、適宜、世論調査を実施する。</p> <p>◆「測定指標3. 市民活動の担い手の運営力強化」について、施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定し、平成26年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、課題解決能力の定着率を測定した。平成27年度施策の進捗目標については、平成26年度に設定した測定指標の効果についても精査し、評価の実施について仕様書に記載する。</p> <p>◆「測定指標4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進」については、NPO等が主体となって復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめを行い、報告書としてとりまとめた。NPO等が本報告書を活用することで、復興支援や被災者支援が効果的・効率的に推進されることが期待できることから、引き続き、定性的な指標として当該事業の実施状況の検証を設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ホームページアクセス件数: ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin) ○市民活動の担い手の運営力強化: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26-management-chousa-kigyoudenkei.pdf) ○平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf)</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生 参事官(市民活動促進担当) 岡本 直樹	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	--------	---------------------------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-13(政策4-施策⑧))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地(岩手県、宮城県、福島県。以下、「被災3県」という。)の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	260	247	234
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	260	247	—
執行額(百万円)	—	225	(集計中)	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会経済演説 “地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。”					

測定指標	1. 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		未実施	—	—	—	—	78.8点	70点以上(3県の平均)	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	70点以上(3県の平均)	—	
	2. 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		未実施	—	—	—	—	137団体	60団体	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	60団体	—	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 本目標の達成手段である「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を被災3県において適切に実施した結果、いずれの測定指標についても達成したことから、「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 上記のとおり、当該事業の適切な実施により、いずれの測定指標も目標を達成したところ。これにより、当該事業において支援したNPO等については、資金獲得・NPO会計基準等のノウハウの取得といった基礎的能力の向上、人材育成・NPO間のネットワーク形成といった運営力強化がそれぞれ図られ、NPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の推進に寄与したものと考えられる。また、各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等において、コストや予算の用途等に対するチェックを実施することにより効率的な事業執行が図られたものと考えられる。 (課題等) 当該事業については、NPO等に対して求めている事業者負担を、事業費の1/10以上から2/10以上に引き上げた(実践的な取組)にも関わらず、平成26年度の採択倍率が2.4倍に達するなど、現場で復興・被災者支援を行うNPO等からの要望が高い状況にある。NPO等が行政の手の行き届かないきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施していけるよう、NPO等の自立に向けた支援を行っていく必要がある。なお、「集中復興期間」が平成27年度で終了することから、「集中復興期間」の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方(復興庁:平成27年5月)等を踏まえ、「集中復興期間」終了後の本施策の方向性を検討する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現するべく、引き続き、被災3県等におけるNPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援の推進に努める。 【測定指標】 測定指標1については、平成26年度より、本事業を受講したNPO等の基礎的能力(NPO会計基準等)の向上が図られたかを定量的に把握する観点から、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組に参画したNPO等の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果」に改めたところ。このため、本施策の実施効果の客観的な測定を行う観点から、引き続き、測定指標として設定する。 また、測定指標2についても、平成26年度より、支援活動を行うNPO等間のネットワークがどの程度形成されているかを評価する観点から、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組の件数」を目標値としていたものを、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数」に改めたところ。このため、本施策の実施効果の客観的な測定を行う観点から、引き続き、測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。(※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県震災復興担い手NPO等支援事業審査会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-14(政策4-施策⑨))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	国内の経済動向の分析					
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月一回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。					
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	48	47	48	86
		補正予算(b)	-	△ 0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	48	46	48	-
執行額(百万円)	38	43	48	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における甘利内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成27年2月12日)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)					

測定指標	1 報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:5紙)	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	
	年度ごとの目標	/	-	-	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	/	達成
測定指標	2 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		357,448件	311,842件	360,483件※2	321,145件	357,448件※3	192,392件	対前年度並以上	
	年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	達成
測定指標	3 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		30,309件	43,125件	37,547件※2	30,030件	30,309件※3	30,031件	対前年度並以上	
	年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	達成
測定指標	4 日本経済のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		4,079件	6,434件	5,740件※2	4,741件	4,079件※3	2,296件	対前年度並以上	
	年度ごとの目標	/	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	未達成
※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、それぞれ月例経済報告196,133件、年次経済報告27,389件、日本経済4,162件である									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標1については、目標を達成することができた。</p> <p>ホームページへのアクセス件数を用いた測定指標2から4については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。</p> <p>測定指標2については、平成25年度のアクセス件数は196,133件であり、前年度以上とはならなかったものの、前年度比98%で前年度並となるため、目標達成とした。</p> <p>測定指標3については平成25年度のアクセス件数は27,389件であり、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標4については平成25年度のアクセス件数は4,162件であり、目標未達成となったが、公表が平成27年1月13日と昨年の公表日(平成25年12月25日)より遅くなったことが一因と考えられる。</p> <p>以上より、広く国民への情報発信及び周知がなされていると考え、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>政府が経済財政運営を適切かつ機動的に行うためには、政府自らが日本国内の景気動向等を的確に把握する必要がある。「月例経済報告」を毎月遅滞なく作成し、「月例経済報告に関する関係閣僚会議」に報告したことや、「経済財政白書」を平成26年7月に公表し、閣議配布したこと等は、政府内における景気認識の共有、マクロ経済の現状や経済財政上の状況の把握につながったと考えられる。</p> <p>また、学識経験を有する者からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例経済報告は、直近の経済動向に対する政府の認識を把握するために、注視している。 ・経済財政白書は、経済分析や政府の政策(及びその背景)を理解するためにチェックし、調査研究や政策提言を行う際にも参考にしている。 ・経済財政白書、日本経済(ミニ白書)は、中長期的な視点からのマクロ経済分析として参考にしている。 ・近年は、財政健全化との関連で、社会保障分野についての詳細な分析もされており、その点も参考にしている。 <p>等の意見が寄せられており、質の高い調査分析を提供することができたと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、達成手段「国内の経済動向調査等に必要な経費」は、有効かつ効率的に機能したと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>上述の学識経験を有する者からの意見のとおり、調査分析の内容については一定の評価をいただいている。一方で、こうした分析をホームページ上で、わかりやすく提供できているかについては、これまで体系的に把握されておらず、今後の課題と考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>引き続き、「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適宜適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>測定指標1から4について、引き続き同様の目標を設定し、我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているか測る。</p> <p>マクロ経済の現状や経済財政政策の状況が分かりやすく周知されているかを測る指標として、学識経験を有する者へ「ホームページの使いやすさ」についてヒアリングを行い、その結果を「満足度」として数値で算出することを設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1. 公益財団法人 役員 のご意見</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 月例経済報告は、直近の経済動向に対する政府の認識を把握するために、注視している。主要なデータを図とともに概観できるのも便利と認識している。また、経済財政白書は、経済分析や政府の政策(及びその背景)を理解するためにチェックし、調査研究や政策提言を行う際にも参考にしている。</p> <p>2. 経済団体 役員 のご意見</p> <p>(1) 月例経済報告、年次経済財政報告(経済財政白書)、日本経済(ミニ白書)について 経済財政白書、日本経済(ミニ白書)は、中長期的な視点からのマクロ経済分析として参考にしている。近年は、財政健全化との関連で、社会保障分野についての詳細な分析もされており、その点も参考にしている。</p> <p>(2) その他公表物等について マンスリー・トピックスや今週の指標は、時宜にかなった分析がされており、最近の経済動向の背景の理解に役立っている。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>内閣府「月例経済報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html</p> <p>内閣府「年次経済財政報告」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html</p> <p>内閣府「日本経済」 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#nihonkeizai</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(総括担当) 村山 裕	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	-------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-15(政策4-施策⑩))

政策名	経済財政政策の推進				
施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析				
施策の概要	地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。				
達成すべき目標	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	123	122	126	141
	補正予算(b)	△ 0	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	123	122	126		
執行額(百万円)	116	114	119		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 報道の状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:4紙)	-	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均:4紙)	月平均5紙	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	/	
	2 景気ウォッチャー調査のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		52,985件	71,525件	70,906件※2	53,606件	52,985件※3	63,502件	対前年度並以上	
	年度ごとの目標	/	42,475件	42,475件	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	
	3 地域経済動向のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		11,485件	14,620件	13,117件※2	18,245件	11,485件※3	11,999件	対前年度並以上	
	年度ごとの目標	/	42,475件	42,475件	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/	
	4 地域の経済のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
			1,246件	2,015件※2	1,856件	1,513件※3	1,201件	対前年度並以上	
年度ごとの目標	/	対前年度比増	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	対前年度並以上	/		
※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、それぞれ景気ウォッチャー調査53,992件、地域経済動向11,270件、地域の動向1,504件である									

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	測定指標1については、目標を達成することができた。 ホームページへのアクセス件数を用いた測定指標2から4については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。 測定指標2については、平成25年度のアクセス件数は53,992件であり、目標を達成することができた。 測定指標3については、平成25年度のアクセス件数は11,270件であり、目標を達成することができた。 測定指標4については、平成25年度のアクセス件数は1,504件であり、目標未達成となったが、平成26年度から公表時期を1月としたことが一因と考えられる。 また、「景気ウォッチャー」や、「地域経済動向」「地域の経済」を定期的に公表するとともに、報告書を配布、活用し、その効率的な周知を通して、経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図った。以上より、施策の周知は一定程度図られているものと考え、「相当程度進展あり」と判断した。
(判断根拠)	

評価結果	<p>(測定指標4が前年並を下回った要因について) 「地域の経済」の公表時期を平成26年度から1月としたことが一因であると考えられる。</p> <p>(有効性、効率性) 地域経済に関する既存の統計は、全国の統計と比較して、データ量が少なく、公表時期が遅い等の問題点があることから、データ量の不足を補完し、地域経済動向を早期に把握するために景気ウォッチャー調査を実施している。また、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより、迅速かつ適切な地域経済の特色を活かした経済政策の企画・立案に寄与することが求められているところである。 以上の目的を達成するため、毎月実施している「景気ウォッチャー調査」では、調査終了後第6営業日に公表することとしており、その速報性・正確性は市場でも評価が高く、マスコミの注目度も高いことから、公表予定を厳守することは特に重要である。平成26年度においても、公表期日から遅れることなく、正確な統計を公表し、またその結果を取り上げるマスメディアの報道も増えている。</p> <p>四半期に一度の「地域経済動向」について、その作成・公表を遅滞なく行うことは、日本国内の各地域の経済動向を機動的かつ正確に把握し、適切な景気動向の把握や経済財政運営を行うために必要不可欠であり、平成26年度においても、予定どおりの公表を実施した。 年一回の「地域の経済」は、地域の経済動向についてより長い期間での分析や、政策課題についての時機を得た分析を行うこと等により、適切な景気動向の把握や経済財政の運営に資するものである。なお、26年度の公表時期はこれまでの秋頃から1月としたところである。 以上から、達成手段は政策目標に対して、有効的に寄与している。</p> <p>(課題等) 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図り、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める必要がある。また、測定指標④の目標未達成を踏まえ地域経済動向や地域の経済については、可能な限り他の重要会議や指標の公表と重ならないようにするとともに、景気ウォッチャー調査やRDEI(地域別支出総合指数)を活用した分析手法の周知については、今後の課題と考えている。</p>
	<p>【施策】 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、新しい指標であるRDEIなどの地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。</p> <p>【測定指標】 平成26年度に目標の達成度合いの測定結果を踏まえ見直しを行ったところであり、今後も必要に応じて事前分析表等への反映を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>宅森 昭吉氏(三井住友アセットマネジメント株式会社 チーフエコノミスト)</p> <p>【1】景気ウォッチャー調査について ① 民間としての活用の仕方 「景気ウォッチャー調査」は景気の動きを迅速に把握することのできる極めて有用な統計。統計の数字はさまざまに活用されているが、コメント(景気判断理由等)があることによりその判断の要因を知ることができるのは大きい。また、各種政策や天候、イベント等がどう景気に影響しているかが独自に分析できるツールとして役に立っている。 コメントについては、27年度からCSV形式での公表もされるようになり、コメント検索が容易になったことでより使いやすくなった。</p> <p>② 改善すべき点 コメントについては、過去に遡ってCSV形式での公表してはどうか。またCSV形式の公表をPRしてはどうか。 参考値として公表している現状判断DI、先行き判断DI、現状水準判断DIの季節調整値であるが、「家計」「企業」「雇用」について、季節調整値を作成・公表してはどうか。 また、景気ウォッチャー調査を使って内閣府で行った分析があれば必要に応じて説明会を開催するなど、その分析手法の周知も併せて行ってはどうか。</p> <p>【2】地域経済動向について ① 民間としての活用の仕方 実際の地域の経済データをコンパクトにまとめられているので、地域ごとの動向について参照する時に便利である。「地域経済動向における各地域の景況判断の推移」の表などは各地域の違いが一覧できて便利である。</p> <p>② 改善すべき点 RDEIについては、地域の経済動向を総合的に把握する指標として重要であり、引き続きその作成と改良に取り組んではどうか。またRDEIの分析を実施していくことも普及を図る上でも重要ではないか。 地域経済動向の公表日については、月末で固定されているが、各種統計の公表も月末に集中しているため、公表日と解禁日をずらすなど、よりマスコミに取り上げてもらうための工夫が必要なのではないか。</p> <p>【3】地域の経済について ① 民間としての活用の仕方 地域の経済2014は地方の人口動向とその取組について分析しており、旬の話題を取り上げた内容であったため、とても興味深く有用であった。 また、景気ウォッチャー調査と各統計との相関を示す分析がとても興味深かった。</p> <p>② 改善すべき点 地域のデータについては、過去からの変化も重要な情報なので時系列をHPで公表してはどうか。また、公表日と解禁日をずらすなど、よりマスコミに取り上げてもらうための工夫が必要なのではないか。</p>
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 「景気ウォッチャー調査」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.html 内閣府 「地域経済動向」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html 内閣府 「地域の経済」・・・http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(地域担当) 廣瀬 健司	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-16(政策4-施策①))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	海外の経済動向の分析					
施策の概要	海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、景気情勢等の判断を行い、その成果を「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)に反映させる。また、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。					
達成すべき目標	我が国の適切かつ機動的な経済財政運営に資するため、海外経済や国際金融に関する的確な情報の収集と正確な調査・深い分析を行い、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」(年2回)等に反映させ、政府部内で共有するとともに、国内外に公表し広く情報提供を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	35	34	35	36
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	35	34	35	
執行額(百万円)	34	32	33			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)					

測定指標	1 報道の状況(月例経済報告)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	-	-	-	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	毎月、主要全国紙全紙に関連記事掲載(月平均5紙)	毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載	未達成	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	毎月、主要全国紙6紙への関連記事掲載	/	
測定指標	2 報道の状況(世界経済の潮流)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	半年平均で3.5紙	-	-	-	半年平均で3.5紙	半年平均で4紙	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	達成	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	/	
測定指標	3 世界経済の潮流のホームページにおけるアクセス件数※1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	14,509件	22,044件	23,262件※2	18,705件	14,509件※3	11,043件	対前年度並またはそれ以上	未達成	
	年度ごとの目標	/	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	対前年度並またはそれ以上	/	
※1 アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。 ※2 平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。 ※3 平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、それ以前の年度の数値と単純に比較することはできない。平成25年度の世界経済の潮流について新しいアクセス解析ツールをベースとした件数では、14,417件である。									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標1については、目標未達成となったが、目標に掲げた全国主要紙以外にも対象を広げると、25年度の記載掲載数がのべ15紙であるのに対し、26年度のそれはのべ17紙であることを考慮し、全体としては国民への情報提供の度合いが進んでいると考える。</p> <p>測定指標2については、目標を達成することができた。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>ホームページへのアクセス件数については、平成26年度のシステム更改によりアクセス解析ツールが変わったため、前年度の件数と単純に比較することができない。そのため、新しいアクセス解析ツールで平成25年度のアクセス件数を算出し平成26年度の件数と比較を行った。</p> <p>測定指標3については、平成25年度のアクセス件数は14,417件であり、目標未達成となったが、公表が例年より1か月程度遅れた影響があると考え。</p> <p>以上より、全体としては国民への情報提供の度合いが進んでいると考え、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>日本経済と海外経済は密接に関連しており、例えば日本の輸出の好調ないし不振の原因を海外の経済状況に求めることもできる。また、国際関係においても経済は重要な意味を持つ。このため日本政府として海外の経済状況を分析し、判断することが求められており、「月例経済報告」の海外部分や「世界経済の潮流」はその役割を担っている。「月例経済報告」を閣議で配付し、「世界経済の潮流」を年2回公表することにより、政府内における情報の共有や、国民に対する一定程度の周知が図られた。各資料の作成には有識者からのヒアリングや各国が公表するデータの収集、分析が不可欠であり、これらのために支出された「海外の経済動向調査等に必要な経費」(達成手段)は有効かつ効率的に機能したと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>上記「目標達成度合いの測定結果」で述べたように、「世界経済の潮流」に関する記事掲載数は増加しており、これは国民への情報提供の進展として評価できる。増加の要因としては、我が国経済への影響も大きい新興国(特に中国)及びアメリカをテーマとして選定したためと考えられる。一方、ホームページのアクセス件数が減少している背景としては、2014年の世界経済が緩やかに回復し、特段の大きなリスクの顕在化がなかったことから、国民が他の分野により関心を持ったためと考えられる。今後も国民に身近なテーマを設定するとともに、メッセージ性のある分析結果を示すことで、記事掲載数の増加を通じてアクセス件数の増加につなげていく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行い、広く情報提供していく。また、「世界経済の潮流」については、我が国経済情勢の把握に資するテーマを設定し、アクセス数の増加につながるような工夫を検討していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>報道の状況については、全国の国民への周知を計測する観点から、時事通信や共同通信を含めた全国主要7紙等を基準として導入する。</p>

(株)ニッセイ基礎研究所 樋浩一専務理事

1. 世界経済の潮流

海外経済の情報は、民間のシンクタンクや金融機関の調査部門の発行するレポートからも入手可能だが、金融機関や投資家の資産運用に資することを目的とした短期的な分析であることが多い。これに対して本資料は、それぞれの時点で重要とされているテーマを取り上げて、表面的な事象の紹介のみでなく背景にある構造的要因や各国制度など特殊事情などにも踏み込んで分析が行われており情報価値が高い。

2014年度は、米国の金融政策においてQE3(量的緩和第三弾)の縮小が実施されつつあり、これによる新興国経済への影響が懸念された。また中国経済に不動産価格の不安定化など不安要素が発生したなど、それまで世界経済をけん引していた新興国経済の拡大に懸念が高まった。世界経済の潮流2014年 I で新興国経済をテーマとしたことは、時宜を得たものとする。その後は、QE3の縮小にも関わらず米国経済が拡大を持続できるか、欧州経済が債務危機をどう乗り切るのかが注目され、II で成長の持続可能性を焦点としたことも適切であったと考える。

本資料がどのような読者を対象とすべきかには議論があろうが、インターネット上の情報や新聞記事、週刊誌などに一般的な読者を想定した断片的な情報は溢れている。しかし、こうした情報を適切に位置づけ総合的な分析を行っている資料は少なく、世界経済をやや深く検討した資料として貴重であるとする。

2. 月例経済報告

月例経済報告における海外経済の動向および国際金融情勢等の判断は、世界経済の状況を極めてコンパクトに表現したもので、ひとりの人間が広範囲な地域の経済を常時注視し続けることは困難なので、世界経済の情勢を概括する資料として利便性が高い。

定型的であることにより時系列的な比較が容易となっており、毎月の表現の違いによって経済情勢に対する微妙な判断の変化を見ることが可能となっている。専門家にとっても利用価値は高い。

海外経済に関するデータは各国政府統計部局や中央銀行のウェブサイトから誰でも無料で入手できるものも少なくないが、どこにどのようなデータがあるのかを専門でない人が知ることは容易ではない。月例経済報告の付帯資料として各国の経済データが提供されているのは一般の利用にとって便利である。

3. 一般国民の利用について

マンスリー・トピックスNo.033「中国経済—不動産市場の動向と今後の展望について」は、中国の不動産市場の変調に関心が高まったことに応えるものだった。No.040「原油価格下落の世界経済への影響について」では、原油価格急落の影響をどう考えるべきかという関心に応えるものだった。多くの国民が興味を持っているテーマについて、タイムリーな資料の提供が行われた。

海外経済への関心は、大きな事件が発生して日本経済への大きな影響が懸念されると高まり、海外経済が安定していると著しく低下する。民間シンクタンクでもマスコミなどへの登場件数は、分析やレポートの質や量よりも話題性に左右されることが多い。新聞記事数やウェブサイトのアクセス件数などは定量的な評価ができる点で優れているが、海外経済への社会の関心度に大きく左右される点に留意した評価が必要であるとする。

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

内閣府「月例経済報告」<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>
内閣府「世界経済の潮流」<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu>

担当部局名	政策統括官(経済 財政分析担当)	作成責任者名	参事官(海外担当) 浅田 英克	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-18(政策5-施策②))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	12.1	10.8	12.3	-
執行額(百万円)		5.7	4.5	3.5	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定					

測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	年度ごとの目標	41%	-	-	-	41%	44%	60%

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) 平成26年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、64指標のうち28指標の約4割であり、目標値である6割を達成できなかったが、昨年度の実績値からは改善がみられる。当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	【測定指標の達成状況】 市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。 【達成手段の有効性・効率性】 認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、平成26年度の法改正等について、ホームページ等を通じた広報などにより周知し、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めた。 その結果、中心市街地活性化基本計画の認定数は、平成26年度末時点において125市177計画、前年度比で6市22計画増となっており、認定を受けて支援措置を活用する市町村が拡大していることから、当該認定制度が地方都市全体の活力の向上に寄与するものであると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。 【測定指標】 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、目標達成を目指していく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 塩田 康一 参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-20(政策5-施策④))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生計画の認定等					
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	29	28	7,076
		補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	28	29	5,028	
執行額(百万円)	20	21	24			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化					

測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100件	134件	58件	50件	59件	204件	144件	
	年度ごとの目標値		150件	70件	100件	95件	144件		
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
20年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	—	
65.0%		—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%		
年度ごとの目標値			—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定) (判断根拠) 地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと思料される。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・認定件数 認定された地域再生計画について(第28回～第31回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html ・今後、計画策定地方公共団体に対して「地域再生計画のフォローアップに関する調査」を実施予定
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 岸川 仁和 参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-21(政策5-施策⑤))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定					
施策の概要	地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。					
達成すべき目標	地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国の的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	55,800	50,220	45,118	43,068
		補正予算(b)	13,500	12,500	-	
		繰越し等(c)	△ 9,898	△ 2,245	14,366	
		合計(a+b+c)	59,402	60,475	59,484	
執行額(百万円)	58,080	59,604	58,102			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 4 (2)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災等					

測定指標	事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	70%	-	87%	93%	87%	88%	80%		
	年度ごとの目標	-	70%	70%	70%	80%			
事業が完了した地方公共団体への調査で、地域再生計画全体としての目標達成度について「目標を上回った」「目標どおり」と回答した割合	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成	
	70%	-	-	-	-	75%	70%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>内閣府が実施した、平成26年度に完了し本交付金を活用した地域再生計画に係る調査において、地域再生計画に定めた成果目標について「目標を上回った」又は「目標どおり」と回答した地方公共団体は約75%であり、目標値(70%)を上回った。 また、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した地方公共団体は約88%であり、目標値(80%)を上回った。 以上により本施策の測定目標はいずれも目標を上回って達成したと認められるため「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>上記調査において、「事業や年度を超えた弾力的な執行を行い予算を有効活用できた」「事務の効率化が図られた」「事業実施の効率化が図られた」との回答が多く、本交付金のメリットである、①類似施設の一体的整備 ②効果発現時期の不一致解消 ③地方の裁量による予算配分の実施などが効果を発揮しているものと考えられる。また、それらのメリットが地域再生計画に定めた成果目標の達成にも寄与しているものと考えられる。 なお、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約89%となっており、本交付金制度は地方公共団体に評価されており、地域の活性化に資するものとして有効かつ効率的なものとなっている。</p> <p>(課題)</p> <p>地域再生計画に定めた目標について、「目標を下回った」と回答したものがあることから、今年度から実施することとなった中間評価結果によって計画の進捗状況を検証し、必要な助言等を行うことにより、計画の見直しや事業のより効果的な実施につなげ、目標の達成を図っていく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 地方公共団体が行う自主的かつ自律的な取り組みが効果を発揮し実をあげていくことが重要であるため、より一層本施策の効果を高めていくことを目指すこととする。このため、本施策の制度やメリットなどの周知を図るとともに、地域再生計画及び本施策の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行うこととする。</p> <p>【測定指標】 計画目標達成に係る測定指標は、よりアウトカム指標に近い指標として今年度より追加したものであり、引き続き計画目標の達成状況を検証することで施策の成果を検証する。また、昨年秋レビューを踏まえ平成27年度より地域再生計画の中間評価を実施することとし、今後中間評価の結果を踏まえて必要な助言等を行うことで、より計画目標達成に寄与できるよう努めることとする。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地域再生基盤強化交付金に関するアンケート調査結果の概要(平成27年6月) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/kouhu-kekka-h27.pdf</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>須藤 明夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-22(政策5-施策⑥))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生支援利子補給金の支給					
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	171	223	250	268
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	171	223	250	
執行額(百万円)	153	200	203			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)					

測定指標	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
		-	-	-	-	-	(集計中)	70%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	70%	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず(暫定)
	施策の分析	(判断根拠) 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。 (有効性、効率性) 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の金利負担軽減を図った結果、平成26年度においては約108億円の融資が実行され、1,327名の雇用創出につながった。本施策は、小さい予算で地域再生に資する事業に対する民間投資を誘発(平成26年度は、2.5億円の予算により、約282億円の民間投資を創出。)し、雇用の創出にも寄与していることから、地域再生の推進に有効な施策である。 (課題等) 本施策を運用する中で疑義等が生じた場合に適宜対応するなど、更なる運用の改善を図っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 本施策を活用した認定地域再生計画に基づく事業において一定の雇用創出効果が上がっていることなどから、今後も本施策の有効活用を図るため、制度の周知等に努めていく。 【測定指標】 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析する調査を集計中であり、11月ごろの公表を予定している。そのため、測定指標については集計結果を踏まえて記載する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-23(政策5-施策⑦))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	特定地域再生計画の推進					
施策の概要	少子高齢化対応、低未利用資源の有効活用等、全国の地域に共通する重要な政策課題を特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行うため、地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対して重点的な支援を行い、地域における地域再生の戦略的な取組の強化を図るとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することにより、我が国全体の成長につなげていく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	500	300	200	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	△ 302	302	—	/
		合計(a+b+c)	198	602	200	
執行額(百万円)	4	522	152			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化					

測定指標	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値				目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	70%	—	—	72.9%	96%	(集計中)	70%	—
	年度ごとの目標値		—	—	70%	70%	70%	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 測定せず(暫定) (判断根拠) 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。したがって、評価については公表後に判断する。尚、特定地域再生計画事業費補助金はH24年度から新たに実施している施策であるため、計画のほとんどがその期間を終えていない。そのため、代替指標として当補助金を活用して達成しようとしている目標に対する達成状況を指標として活用する。
	施策の分析	(有効性、効率性) 特定地域再生事業費補助金は、H26年度までで計13件の計画を認定し、相当程度の活用がなされていたが、同年、新規認定を終えた。 (課題等) 平成25年度に実施された行政事業レビューの公開プロセスにおいて、補助目的があいまいな上に、他省庁に類似している事業の存在もあり、内閣府がこの事業をそのまま進めていくことには大きな問題がある。(廃止すべきとする意見3名あった。)との議論に至った。(参考: http://www.cao.go.jp/yosan/koukaipurosesu_h25.html)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成26年度限りの事業である。 【測定指標】 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析する調査を集計中であり、11月ごろの公表を予定している。そのため、測定指標については集計結果を踏まえて記載する。

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に基づく回答データ (平成26年度数値については、今後集計予定)
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-24(政策5-施策⑧))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	総合特区の推進					
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。					
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,028	12,715	9,972	5,613
		補正予算(b)	△64	0	0	
		繰越し等(c)	1,140	460	1,195	
		合計(a+b+c)	15,104	13,175	11,167	
執行額(百万円)	3,525	2,926	5,698			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	「新成長戦略」について閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。		
	日本再生の基本戦略閣議決定	平成23年12月24日		地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を活かした自律的な取組みを進めていく。		
	日本再生戦略閣議決定	平成24年7月31日		各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取組みながら施策目標の達成に努めるものとする。		
	日本経済再生に向けた緊急経済対策閣議決定	平成25年1月11日		国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進や、総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進		
	日本再興戦略閣議決定	平成25年6月14日		なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。		

測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		-	-	-	16%	32%	49%	90%	
	年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-	
	(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。 ※評価結果については、今後の評価・調査検討会において確定することとしている。								
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
23年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成	
-		-	-	16%	31%	45%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-		
(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。 ※評価結果については、今後の評価・調査検討会において確定することとしている。									

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定) (判断根拠) 平成26年度の測定結果については、指定地方公共団体等からの自己評価を専門家が評価した結果を踏まえ集計した。目標値は達成していないものの、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに、実績値が目標値の9割以上を達成していることから、相当程度進展ありと判断している。
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(未達成となった原因等) 総合特区制度の開始から約3年が経過し、取組の進捗自体は堅調に推移しているものの、特区によっては必要な規制の特例措置が実現できなかったり、財政支援、金融支援等の活用が想定よりも進まずに進捗が遅れが見られる特区も存在している。</p> <p>(有効性、効率性) 国際戦略総合特区(7地域)、地域活性化総合特区(41地域)ともに概ね目標を達成していることから、特区に指定されたことによる地域独自の取組の推進と相俟って、一定の効果が出ているものと考えられる。特に規制の特例措置については、H26における「国と地方の協議」において、特区側から42件の規制の特例に関する提案がなされ、関係府省との協議を行った結果、うち18件について特区の取組を実現するために法令等の改正を行う(一部条件を詰めたうえで改正を行う)ことで合意に至ったり、現行制度の下で対応が可能との見解を得ることができた。 なお、税制、財政、金融支援措置の活用状況については、総合特区事後評価の結果として公表を予定しているところである。</p> <p>(課題等) 提案された規制の特例措置等について、「国と地方の協議」において円滑に協議するとともに、また、各支援措置の適切な活用を推進することが課題である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業及び総合特区計画に適切に反映する。また、規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置については、評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、特区の提案の実現に向けて協議を行うなど、適切な対応を行うものとする。また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることを留意した対応を行う。</p> <p>【測定指標】 次年度(平成27年度)からは、総合特区事後評価(有識者による評価・5点満点)の結果における全特区の平均値を測定指標とし、その目標値は、最終計画年度(平成28年度)に全ての特区でA評価(4.5点以上)に達することを目標とする。具体的な平成27年度の目標値としては、国際4.4点以上、地域4.3点以上とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	今後、学識経験者からの意見聴取を行う予定。
-----------------	-----------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から評価書の提出を受けた。(6月) 評価書については外部有識者委員による評価を行っているところであり、その評価結果については公表を予定している。
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 森宏之 参事官 佐藤透	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-25(政策5-施策⑨))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	「環境未来都市」構想の推進					
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。					
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,086	200	80	77
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	8	505	-	-
		合計(a+b+c)	1,094	705	80	-
執行額(百万円)	808	655	53	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「新成長戦略」について閣議決定(平成22年6月18日) 日本再生の基本戦略(平成23年12月24日)					

測定指標	①各環境未来都市において選定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	達成
		33%	-	-	33%	53%	74%	90%	
	年度ごとの目標値	-	-	10%	30%	50%	-	-	
	②各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	達成
19%		-	-	19%	32%	47%	90%		
年度ごとの目標値	-	-	5%	20%	40%	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 各環境未来都市において作成された環境未来都市計画に基づき、H25年度に推進した各取組の進捗状況について各環境未来都市が評価を行い作成した評価調査シートを基に、測定指標①、②の達成度を算定。両方とも達成度の平均値が目標値を超えたため、目標達成と判断した。
	施策の分析	(有効性、効率性) 各都市がH24年に策定した環境未来都市計画においては、施策の評価指標を、環境的価値(二酸化炭素排出量の削減率、太陽光発電の新規導入量等)、社会的価値(高齢者の生きがい・社会参加の推進、スクールヘルパー延活動人数等)、経済的価値(観光消費額、林産業生産額等)の三つのファクターで設定しており、各都市毎に具体的な指標が異なるので、進捗率の基準はまちまちとなる。 例えば、施策を着実に実施し奏功しているにもかかわらず、二酸化炭素排出量の削減率を指標としていても、観光客数の増加等の経済的要因で、結果として二酸化炭素排出量の削減は目標に達していないと見えることがある。 被災地以外の環境未来都市5都市、被災地の6都市ともに24年度から3年連続で着実に目標を達成していることから、地域独自の取組と相俟って、有識者委員による現地支援やフォローアップの取組、および各取組などの普及啓発により、一定の効果が出ているものと考えられる。 (課題等) 「環境未来都市」は未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで成功事例を創出し、これを環境未来都市以外の国内、および同様の課題を抱える海外の都市に普及展開することで、新たな経済的需要や雇用を創出することを目的としていることから、今後どのように各都市の特色ある取組を成功事例として、普及展開していくかが課題である。 (外部要因等により実績に与えた影響) 特になし

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 各環境未来都市から提出された評価調査シートを基に有識者による取組状況の評価、検証を行い、各環境未来都市の今後の取組や計画推進に関するアドバイスをいただく。これを基に各都市において、計画や取組の見直しを行って、今後の環境未来都市計画の推進を図る。また、各都市の事業のより一層の進展を図るべく、現地における会議の開催・取組状況の視察などを行い、進捗の遅れている都市については重点的に指導を行う。 また、各都市で設定した評価指標による評価のため、施策を着実に実施しているにもかかわらず、進捗率として数値化されないものが見られるため、実際の取り組みを正しく評価できるよう、評価指標の見直しも検討する。 各都市取組の成功事例については、環境未来都市構想推進国際フォーラム（H26年度は宮城県東松島市（6か国・約250名）・マレーシアジョホールバル市（10か国・約300名）で実施）、環境未来都市HPのリニューアル等を通じて普及展開を推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②とも、策定している環境未来都市計画（平成24年度から5年間）について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の目標達成に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなり、引き続き測定指標として設定し、目標の達成を目指す。②については、11の環境未来都市のうち、東日本大震災の被災地域である6都市があるが、被災地域では復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう、柔軟に修正しながら進めているため、被災地域以外とは分けて評価することで、目標を達成していく。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>今後、学識経験者から意見聴取を行う予定。</p>
------------------------	-----------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各環境未来都市より提出される評価調査シート</p>
----------------------------------	------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 塩田 康一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-26(政策5-施策⑩))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進					
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。					
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	150	100	91	45
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	150	100	91	-
執行額(百万円)	63	37	8	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)					

測定指標	①都市再生安全確保計画を作成する又は作成しようとするエリア数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	10	6	3	12	
	年度ごとの目標値	-	-	10	8	12	-	-	
	②都市再生安全確保計画の作成エリア数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
7		-	-	-	7	11	10		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	10	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>都市再生の推進を図る上で、測定指標②を重要な達成目標と考えている。</p> <p>その支援プロセスである測定指標①については、年度ごとの目標値(本施策に基づく内閣府の補助事業の対象エリア数のみをカウント)に対し、低調(実績の割合3/12)であったものの、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体等に対する補助事業以外の支援(計画策定主体となる法定協議会の設置支援等)をあわせて講じた結果、測定指標②の「計画を作成する(作成を終える)エリア数」の目標を上回る実績を達成したものの。</p>
	施策の分析	<p>(未達成となった原因等)</p> <p>計画の作成を開始するための合意形成(計画策定主体に係る関係者協議等)に時間を要している(例えば、当事者の選定や対象範囲の設定を慎重に行っている)エリアが複数あり、26年度に新たに支援プロセスに乗ったエリア数は目標に達しなかった。</p> <p>なお、計画を作成しようとする(過年度の補助事業の対象を含む)エリアには十分な作成進捗がみられ、おおむね「計画を作成する(作成を終える)」段階に到達できている。</p> <p>(課題、改善点)</p> <p>主たる達成手段としている支援メニュー(本施策に基づく補助事業)に対しては、計画の策定に向けて広範な調査や合意形成に取り組む場合、補助対象(基礎データの収集・分析等に限定)や補助率(1/2)が不十分との課題が、計画を作成しようとするエリアの地方公共団体や有識者等から指摘されている。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>当該の支援メニュー(補助事業)に加えて、補助要望調査や計画に関する相談対応等により、計画の策定に向けた取り組みの全体数と個別エリアの進捗状況を把握し、また、計画策定主体となる法定協議会の構成員として合意形成を支援するなど、国が実質的に広く促進の手段を講じているところ。</p> <p>したがって、本施策の効果として、支援メニュー(補助事業)の対象となったエリア数の実績値を一定程度確保しつつ、26年度の目標値「計画を作成する(作成を終える)エリア数累積計10」を上回る成果をすでに得ていることから、施策全体としては有効に実施されてきたものと判断している。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 有識者WGの開催や「計画作成の手引き」改定及び事例周知のための説明会の開催等により、計画を作成できるエリア(都市再生緊急整備地域)の地方公共団体や民間事業者等に対し、国として一層の相互連携を働き掛け、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保が図られるよう、計画作成を促してきている。 補助事業については、補助対象や補助率の拡充は行っていないが、基礎的な調査に実務的な助言や情報提供を加えるなど、国による関与によって効果増進を図る。 以上のような促進施策により、「計画を作成する(作成を終える)エリア数」又は「計画を作成しようとするエリア数」の新たな掘り起しと、補助事業の活用や個々のエリアで計画の作成を終えるまでの期間短縮を実務的に支援していく等により、引き続き、「作成エリア数」の実績計上につなげていく。</p> <p>【測定指標】 指標①については、計画策定に向けた調査段階において、施策の課題等に対応しつつ、各エリアの取り組み状況を、補助事業執行を中心に的確にフォローアップ(例えば、着手の早期化につながる情報提供や関係者ヒアリング、現地踏査の実施)していく。 また、指標②については、計画の作成に取り組んでいる地方公共団体等に対する上記の促進施策により、計画案とりまとめや、計画策定主体となる官民の合意形成を引き続き支援することとし、新たに平成27年度以降の目標値を設定した。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>制度を活用できる箇所が限られてくる理由として、計画策定のために法定協議会の設置を前提とし、補助事業者(基礎自治体や民間団体)が調査費予算の1/2を自己資金で準備しなければならないことが挙げられるが、国の支援としてはよい取り組みである(放送大学(順天堂大学客員)田城教授)→指摘を受け、補助事業者のニーズの把握に努めているところ</p>
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標】 測定指標②「計画を作成するエリア(実績)」については、官邸(内閣府地方創生推進室)ホームページにおいて確認できる。 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/sakuseitiiki.pdf) なお、「計画を作成しようとするエリア数」には、計画の作成に取り組んでいるが、作成を終わっていない段階のエリアの数を含む。</p>
----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>鹿野 正人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-28(政策5-施策⑫))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定					
施策の概要	がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。					
達成すべき目標	平成25年度補正予算における経済対策による公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が事業を円滑に実施することができるよう支援し、これをもって景気回復の効果を波及させていくこと。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	87,000	-	-
		繰越し等(c)	-	△ 87,000	86,771	
		合計(a+b+c)	-	0	86,771	
執行額(百万円)	-	-	86,550			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定)					

測定指標	地域活性化・効果実感臨時交付金の創設により、公共事業等の実施の後押しとなったと回答した市町村の割合 (※母数は、交付対象となった市町村の総数)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	94.3%	100%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) がんばる地域交付金について「地域の活性化に有効だった」と回答した地方公共団体の割合は94.3%であり、おおむね目標は達成できた。
	施策の分析	<p>がんばる地域交付金について地域の活性化に「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答は94.3%となり、達成目標に近い成果があった。「非常に有効であった」又は「有効であった」とする主な回答は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方債の発行抑制ができたから ・地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから ・緊急で必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから ・通常の補助金等と比べ、地方公共団体の事務に係る負担の軽減が図られていたから ・住民要望への対応や地元業者への発注等、地域活性化に資することができたから <p>本交付金の目標とする公共事業等の公共投資の迅速かつ円滑な実施による全国への景気回復効果の波及については、執行率がほぼ100%ということもあり、概ね達成されたものとする。一方、指標については、平成27年度行政事業レビューの公開プロセスにおいて「地方公共団体で優先順位の高い、経済効果の高い事業に活用されるためにも、効果測定のための適切な指標を考えるべき」との指摘があったことから、今後同種の地域活性化交付金による事業を実施する際には検討が必要である。</p> <p>地方創生を目的とする地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金は、ソフト事業を中心として</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方公共団体による地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策の実施(地域消費喚起・生活支援型) ②地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する施策の実施(地方創生先行型)に対し支援するものである。 <p>一方、がんばる地域交付金については、アベノミクスによる景気回復の効果の全国への波及を目的とし、国や地方公共団体が行う公共事業の実施に対する地方公共団体への支援であり、制度の目的や内容が異なる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】 25年度1次補正予算限りの制度である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-29(政策6-施策①))

政策名	地方分権改革の推進					
施策名	地方分権改革に関する施策の推進					
施策の概要	地方分権改革に関する施策を推進する					
達成すべき目標	地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施及び普及啓発を推進する					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	39	40
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	39	—
執行額(百万円)	—	—	39	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」</p> <p>第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分)「地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。」</p>					

測定指標	地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		251,911	—	—	—	251,911	368,558	前年度以上	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の数(増加数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		268	—	—	—	268	868	前年度以上	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数(増加数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		1,514	—	—	—	1,514	4,772	前年度以上	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	前年度以上	—	
	法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—	達成
		—	—	—	実施	実施	実施	実施	
年度ごとの目標	—	—	—	実施	実施	実施	—		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>・『地方分権改革推進室HPへのアクセス件数』については、368,558件を記録し、前年度と比較して約10万件以上上回る結果になった。</p> <p>・『地方分権改革推進室Facebookページの「いいね!」の数』及び『地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数』については、それぞれ868件、4,772件増加し、前年度と比較してそれぞれ約4倍となった。</p> <p>・『法律等の内容の全都道府県及び指定都市への通知の発出及び説明会の開催』については、都道府県・指定都市等の分権担当者を対象とした説明会を開催し、必要な情報提供・説明を行い、加えて、管内市町村への周知を依頼した。</p> <p>具体的には、第4次一括法などについて、『地方自治法の一部を改正する法律』及び「第4次一括法」に関する説明会(平成26年6月10日 東京グリーンパレス)を、平成26年度の地方からの提案等に関する対応方針等について、「都道府県・指定都市地方分権改革担当課長会議」(平成27年2月12日 中央合同庁舎4号館)をそれぞれ開催した。</p> <p>したがって、施策は「目標達成」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>・26年8月に当室HPのリニューアルを行った。トップページの見直しを含めた閲覧者に使いやすいサイト構成への改善、地方分権改革データのアーカイブ化、「分権クローズアップ」「地方分権改革の旗手」コーナーなどのコンテンツの充実、キーワード設定などによる検索エンジンの検索上位化、地方分権リンク集の開設による地方公共団体HPとの相互リンク化を行ったことなどから、HPのアクセス数増加につながったと考えられる。</p> <p>・地方分権改革推進室Facebook及びTwitterについては、当室からそれぞれ119件の投稿、236件のツイートを行い、情報発信に努めた。また、他の地方創生担当部局や地方公共団体のソーシャルメディアと相互にフォローし合い、互いに地方分権情報を発信したが、「いいね!」及びフォロワー数の増加につながったと考えられる。</p> <p>・平成26年より地方からの改革提案を求める提案募集方式を導入したこともあり、地方との情報交換、意思疎通がこれまで以上に重要性を増している。このため説明会において、十分な時間を確保し、きめ細やかな説明に努めたところ。 なお、平成26年の提案募集においては、495件について実現・対応するなど、着実な成果を挙げた。</p> <p>・また、6月には安倍総理臨席の下、初めて「地方分権改革シンポジウム～個性を活かし自立した地方をつくる～」を開催した。参加者のアンケートをみると、プログラムの全てで、8割近い参加者が「大変良かった・よかった」と回答しており、地方分権改革の推進に有効であったと考えられる。</p> <p>・以上のように、地方分権改革の成果に関する情報発信等を充実することにより、地方分権改革に関心を持つ国民は確実に増加しているものとする。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 地方分権改革の成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を当室HPにおいて発信し、地方分権改革をより一層前進させる。 提案募集に係る取組については地方公共団体の参画が重要であることから、きめ細かな情報提供に努める。</p> <p>【測定指標】 引き続き、関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報発信等を行うこと及び近年情報発信の主要なツールとなっているHPのアクセス件数、Twitterのフォロワー数及びFacebookページの「いいね!」の数を次期目標の測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定)</p> <p>・地方分権改革推進室HP http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/</p> <p>・地方分権改革推進室Facebookページ https://ja-jp.facebook.com/cao.bunken</p> <p>・地方分権改革推進室Twitter https://twitter.com/cao_bunken</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	谷 史郎	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------	----------	---------